

我が国の職務発明制度の在り方に関する検討の視点

1 職務発明制度の在り方を検討するに当たって

我が国における研究開発活動やイノベーションを取り巻く状況を踏まえ、特許制度を通じてどのような社会を実現すべきであるのか。我が国における現状の認識と、今後の展望を考える上で重要な視点としては、以下が考えられる。

(1) 研究者による研究開発・発明活動の促進

特許制度の目的である発明の保護及び利用を通じた産業の発達のためには、発明の担い手としての研究者による意欲的、創造的な研究開発活動を通じて、革新的な発明が生み出されやすい環境整備が求められる。

(2) 企業等における研究開発の促進

現代社会における発明の大多数は企業等による大規模かつ莫大な研究開発投資の下で生み出されているところ、優れた発明を数多く生み出すためには、研究開発投資の回収を円滑にすることで、企業等における研究開発を奨励する必要があると考えられる。また、大学等の研究機関においては、個々の研究者が生み出した職務発明を組織的に活用できるようにして、科学技術の発展につなげていく必要がある。

そして、近年の企業等における研究開発活動について、研究者一人だけではなく、発明者たる研究者と発明者以外の研究者、研究者以外の技師その他の補助者がチームを組んで研究開発活動が進められるケースが大半を占めつつある実態を踏まえれば、研究者個人の意欲のみならず、それを支えるチーム全体のモチベーションの維持・向上への配慮も、企業等における研究開発活動を促進するために重要である。

(3) 発明の事業化の促進

優れた発明は、社会で利用されることによってはじめて、新たな産業の創出や既存の産業の発展につながる。つまり、企業等が発明や特許を活用せずに技術を埋没させるのではなく、発明者が自ら開発した技術を利用してベンチャー企業を立ち上げ、あるいは企業等が発明の事業化を行うことで、社会全体が技術の恩恵を享受することができるとともに、その発明を契機とした更なるイノベーションの創出が期待できるようになる。

(4) 企業における事業戦略に即した発明の機動的かつ一元的な利用

企業間における競争が激化している現代社会においては、企業等は自らが投資した研究開発の成果である発明について、自社において実施するのみならず、他社に公開またはライセンスするなど、発明の公開や秘匿化を戦略的にコントロールする必要が高くなっている。特に近年、企業における知的財産の活用の在り方にも様々な幅が出てきており、例えば、一定の事業の目的

平成 26 年 5 月 29 日

第 6 回特許制度小委員会 参考資料 2

(第 4 回特許制度小委員会 資料 3 改訂版(「1」部分))

の下で開発された発明が、企業における事業の縦割りの垣根を越えて別の事業において利用され、または他の発明とともに利用されることで新たな価値が生み出される機会もみられる。このような中で、競争力のある製品・サービスを提供するためには、企業が自ら投資した研究開発の成果である発明を、経営陣の判断の下に、機動的かつ一元的に利用できるようにする必要がある。

(5) 研究者の確保

我が国の研究開発の水準をより向上させるためには、国内の優秀な研究者人材の海外への流出を防止するとともに、海外の研究者を我が国に惹きつけるような環境を整備し、優秀な研究者の獲得に積極的に取り組む企業等の活動を阻害しないことが必要であり、そのようにして我が国の研究開発の水準が向上すれば、ひいては我が国経済の発展につながるものと考えられる。